(著作権の保護期間に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の書簡)

(日本側書簡)

(訴文)

本官は、 本日署名された環太平洋パートナーシップ協定 (以下「協定」という。) 第十八・六十三条 (著

する光栄を有します。

作権及び関連する権利の保護期間)

及び第十八・七十条

(集中管理)

の規定の実施に関する次の了解を確認

(i) 日本国及びオーストラリアは、 協定が日本国について効力を生ずる日に協定に定めるところにより著作

権及び関連する権利に関して同国において与えられる保護期間が、

それまでに同国において与えられてい

た保護期間 (千九百五十一年九月八日にサンフランシスコで署名された日本国との平和条約 (以 下 平和

条約」という。)第十五条①の規定に基づき当該規定が対象とする著作物について与えられる調整部分を

含む。)を超えることとなるという事実を認め、及びその事実について注意を喚起する。

(ii)日本国及びオーストラリアは、①の事実に関し、 並びに日本国とオーストラリアとの間における使用料

その解決のため、 認め、各集中管理団体の運営に関する文書及び関係法令に適合する方法によるこれらの事項への取 という。) の効率的な徴収及び分配の重要性並びに両国にある権利を集中的に管理する団体(以下「集中管理団体」 の間 の関連する相互取決めに基づく著作権の保護期間 個別 の集中管理団体と影響を受ける権利者との間で行われる産業界の主導による対話を の計算に伴って生じ得る事務上の 負担を 組 及び

(iii) 題に関する他 日本国及びオーストラリアは、 の適切な措置を検討するために会合する意図を有する。 必要に応じて、 iiの対話の状況を見直し、 及びこの書簡が対象とする問

奨励し、及び歓迎する。

トラリアの権利及び義務に影響を及ぼすことを意図するものではないことを確認する光栄を有します。 本官は、 本官は、 更に、 閣下が、 日本国政府に代わって、 貴国政府がこの了解を共有していることを確認されれば幸いであります。 この書簡が平和条約第十五条ⓒの規定に基づく日本国及びオース

二千十六年二月四日にオークランドで

日本国内閣府副大臣 髙鳥修一

貿易・投資大臣 アンドリュー・ロブ閣下オーストラリア

(オーストラリア側書簡)

(訳文)

本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、オーストラリア政府がこの了解を共有していることを確認する光栄を有します。

二千十六年二月四日にオークランドで

オーストラリア

貿易・投資大臣 アンドリュー・ロブ

日本国内閣府副大臣 髙鳥修一閣下